



福岡医発第1707号(地)
平成23年10月21日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う医政局関係法令の改正について

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下、整備法)の施行に伴う医政局関係法令の改正についての通知が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、先般、平成23年6月27日付け福岡医発第792号(地)において通知した同名の法律(平成23年法律第37号)ではなく、本年8月26日に成立し、同30日に公布された法律第105号(本厚生労働省通知では第205号とされておりますが誤りです)に関し、厚生労働省医政局が所管する法令について技術的な助言を行うものです。

整備法により、医療法では、①病院等の病床数を算定する場合の補正の基準等、②病院又は診療所における専属薬剤師の配置に関する基準、③病院および療養病床を有する診療所における人員配置基準及び構造設備基準等の改正が行われております。

また、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正も行われており、改正点は参考資料の新旧対照条文に示すとおりであります。

今回の改正では、都道府県が条例で基準を定めるに当たり、厚生労働省令に基づくとされている箇所があります。そのため、今後、関連事項を含めて同省令(医療法施行規則)の改正等が行われる予定となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

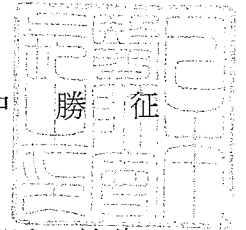
日医発第 643 号 (地 I 162)

平成 23 年 10 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
の施行に伴う医政局関係法令の改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下、整備法)の施行に伴う医政局関係法令の改正についての通知が発出されるとともに、本会に対しても了知、周知方依頼がありました。

本通知は、先般、平成 23 年 6 月 14 日日医発第 214 号 (地 I 78) をもって送付した同名の法律 (平成 23 年法律第 37 号) ではなく、本年 8 月 26 日に成立し、同 30 日に公布された法律第 105 号 (本厚生労働省通知では第 205 号とされていますが誤りです) に関し、厚生労働省医政局が所管する法令について技術的な助言を行うものです。

整備法により、医療法では、①病院等の病床数を算定する場合の補正の基準等、②病院又は診療所における専属薬剤師の配置に関する基準、③病院及び療養病床を有する診療所における人員配置基準及び構造設備基準等の改正が行われております。

また、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正も行われており、改正点は参考資料の新旧対照条文に示すとおりであります。

今回の改正では、都道府県が条例で基準を定めるに当たり、厚生労働省令に基づくとされている箇所があります。そのため、今後、関連事項を含めて同省令 (医療法施行規則) の改正等が行われる予定と聞いております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、今後の厚生労働省令の改正等を踏まえ、都道府県が条例を制定する際の対応方よろしく願います。

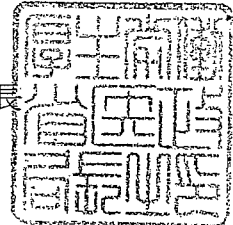


医政発0901第11号

平成23年9月1日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う医政局関係法令の改正
について（施行通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別
区長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対す
る周知方よろしくお取り計らい願います。

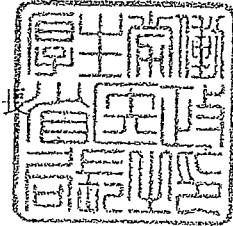


(別紙)

医政発0901第9号
平成23年9月1日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医政局長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う医政局関係法令の改正
について（施行通知）

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律」（平成23年法律第205号。以下「整備法」という。）
が、平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布されたところ
です。

これに伴い、医政局が所管する法律が改正され、一部は公布日に施行され、
その他については平成24年4月1日に施行されることとなっています。改正
の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、その事務の運営に当た
ってよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第
1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

整備法は、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、
地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進する
ことを目的とするものである。なお、整備法により改正された法律のうち、医
政局が所管するものは以下のとおりである。

- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）

- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）
- ・ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）

第二 改正の内容

1 医療法の一部改正（整備法第29条関係）

(1) 病院等の病床数を算定する場合の補正の基準等（第7条の2関係）

病院等の病床数算定に当たっての補正の基準並びに病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準を、都道府県の条例に委任することその他所要の改正を行うこと。

(2) 病院又は診療所における専属薬剤師の配置基準（第18条関係）

病院又は診療所の薬剤師の配置に関する基準を、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例に委任すること。また、都道府県、保健所を設置する市又は特別区が条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

(3) 病院及び療養病床を有する診療所における人員配置基準及び構造設備基準（第21条関係）

イ 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設に関する基準の一部を、都道府県の条例に委任すること。

ロ 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設に関する基準の一部を、都道府県の条例に委任すること。

ハ 都道府県が条例を定めるに当たっては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数のうち、厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(4) 前記の改正に伴う所要の改正を行うこと（第4条、第4条の2、第7条及び第23条の2関係）。

2 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の一部改正（整備法第56条関係）

都道府県が医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定める場合の当該医療計画の内容のうち、都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項及び関係者の連携に関する事項に係る規定を廃止し、努力義務化すること（第5条関係）。

3 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正(整備法附則第106条関係)

改正前の医療法第21条第1項の規定に基づく厚生労働省令において規定していた人員に関する基準の一部を都道府県の条例に委任することに伴い、所要の改正を行うこと(第12条関係)。

第三 施行期日(整備法附則第1条及び第21条関係)

1 第二に掲げる改正のうち、1及び3については、平成24年4月1日から施行すること。ただし、条例を制定するのに必要な時間を確保できるよう、同日から起算して一年を超えない期間内において、次のとおり経過措置を設けること。

(1) 整備法第29条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第7条の2第4項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第30条の4第5項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。

(2) 新医療法第7条の2第5項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。

(3) 新医療法第18条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなすこと。

(4) 新医療法第21条第1項及び第2項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第3項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。

2 第二に掲げる改正のうち、2については、公布日に施行すること。

第四 罰則に関する経過措置(整備法附則第81条関係)

第二に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

以上

参考資料

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

新旧対照条文（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
（市町村防災会議） 第十六条 （略） 2・3 （略） 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 6 （略） （都道府県地域防災計画） 第四十条 （略） 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～三 （略） （削除）	（市町村防災会議） 第十六条 （略） 2・3 （略） 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。 6 （略） （都道府県地域防災計画） 第四十条 （略） 2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 一～三 （略） 四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

改 正	現 行
第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。 一五（略） 六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。 2・3（略） 第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。 一七（略） 八 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令並びに同項の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。 2・3（略）	第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。 一五（略） 六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 2・3（略） 第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。 一七（略） 八 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 2・3（略）

第七条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに第二十一条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならぬ。

5 (略)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみであ

第七条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならぬ。

5 (略)

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみであ

る場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一八（略）

- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

- 3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画にお

る場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一八（略）

- 2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

- 3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画にお

いて定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。)における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

6・7 (略)

第十八条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所

いて定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。)における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

6・7 (略)

第十八条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は

を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。

第二十一条 病院は、厚生労働省令(第一号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者

二 十一 (略)

十二 その他都道府県の条例で定める施設

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令(第一号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。))及び第三号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

二 (略)

三 その他都道府県の条例で定める施設

診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者

二 十一 (略)

十二 その他厚生労働省令で定める施設

2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者

二 (略)

三 その他厚生労働省令で定める施設

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、病院及び療養病

床を有する診療所の従業者及びその員数（厚生労働省令で定めるものに限る。）については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令又は都道府県の条例で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三十条の四 （略）

2、4 （略）

5 第二項第九号及び第十号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働省令で定める。

6 都道府県は、第二項第十一号に規定する基準病床数を定めようと

（新設）

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三十条の四 （略）

2、4 （略）

5 第二項第九号及び第十号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

6 都道府県は、第二項第十一号に規定する基準病床数を定めようと

する場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

7
13
(略)

する場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

7
13
(略)

改 正	現 行
（医療計画に定める事項） 第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項を定めるものとする。 （削る） （削る） （削る） 2 前項に規定する事項のほか、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項 二 次条に規定する関係者の連携に関する事項	（医療計画に定める事項） 第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項 （新設）

3| 都道府県は、第一項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

2| 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（附則第百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
（看護師等確保推進者の設置等） 第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によつて定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの 二 （略） 25 （略）	（看護師等確保推進者の設置等） 第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく厚生労働省令の規定によつて定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの 二 （略） 25 （略）